

## はじめに

行政改革については、これまで旧町村段階においてその実現のため、推進期間に若干の相違はあるものの、おおむね平成12年度から平成14年度を重点期間として取り組みを進めてきたところである。

平成16年2月の「本巢市」発足を契機として、これらの成果を踏まえながら、さらなる市民サービスの向上とともに、21世紀に誇れる均衡ある「本巢市」の発展を目指すため、行政の効率化のみを追求するだけでなく、ますます多様化する市民ニーズに対して、的確に対応することが求められている。

このような視点から行政の総点検を行い、新たに「本巢市」における平成18年度以降の行政改革大綱及び行政改革推進の基本方針並びに具体的方策をまとめた新しい実施計画を策定する。

## 行政改革の基本的な考え方

### 1 背景と目的

21世紀において、少子高齢化などの一層の進展、住民の価値観の多様化、環境への関心の高まりなど社会情勢が大きく変貌しつつあり、地方自治の新しい時代としての地方分権が、より具体的な実施段階を迎えようとしている。

また、国では、平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定された。各地方公共団体では、この指針を参考として平成17年度中に行政改革大綱の策定や集中改革プランの公表などを実施し、積極的に行政改革を推進するよう求められている。

このような状況の中で、地方公共団体として自らの責任において、柔軟かつ弾力的に対応できる基盤を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図る必要がある。

一方では、市税の大きな伸びが見込まれない中で、起債発行残高は平成16年度末で219億円(一般会計111億円、特別会計94億円、企業会計14億円)に達するとともに、新たに合併特例債などの発行を予定しており、財政を取り巻

く環境は、極めて厳しい状況にある。

いずれにしても、地方自治の新しい時代を自らが切り拓き、市民の期待に応えるためには、市民のまちづくりへの参加意識の高揚と住民参加の機会の提供を図るとともに、新たな視点に立った積極的な行財政運営を展開するため、より一層の行政改革の推進が急務となっている。

このため、新たな行政課題に対して的確に取り組むとともに、住民サービスのより一層の向上を図るために、以下4つの項目を基本方針として、本巢市行政改革大綱と、別に定める行財政改革推進の具体的な方策をまとめた実施計画（計画期間5年）を策定し、行財政計画を積極的に推進する。

## 2 基本方針

### （1） 効率的な行政運営の推進

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化、地方分権の進展などに的確に対応していくためには、これまで以上に簡素で効率的な行政運営の推進に努めなければならない。

そのため、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、サービス精神と経営感覚に基づいて既存の事務事業の見直しや組織・機構の見直しなどを推進し、新たな行政システムの構築を図る。

また、行政の役割の見直しにより、市民の創意工夫と民間活力を活かす観点から、市民の自助・共助や民間に委ねることが可能なものについては、積極的に委譲し、市民の参画と協働の推進により、限られた財政資源の中で市民ニーズの充足に努める。

### （2） 市民に信頼される行政運営の推進

真に市民に信頼される行政運営を推進するため、市民と行政の連携を基本として、公正で透明な行政運営を行い、絶えず自ら検証するとともに、これまで以上に市民参加の機会拡大や十分な行政情報の提供などに努める。

### （3） 健全な財政運営の推進

極めて厳しい財政状況の下で市民生活の充実を図り、新たな行政課題に的確に対応していくため、経費の節減、財源の確保などに努めるとともに、効率的

な財政運営により財政基盤を強化し、財政の健全化を図る。

#### (4) 職員の資質向上と意識改革の推進

行政改革の推進には、すべての職員が自らの問題として取り組むことが重要であり、職員一人ひとりの意識改革が不可欠である。また、地方分権の進展などにより、自治体における自己決定の範囲が拡大していることから、政策決定能力や創造的能力、法務能力などが求められるため、時代の変化に対応できる人材の育成とともに、職員の意識改革の推進を図る。

### 3 計画期間

平成18年度から平成22年度の5か年とする。

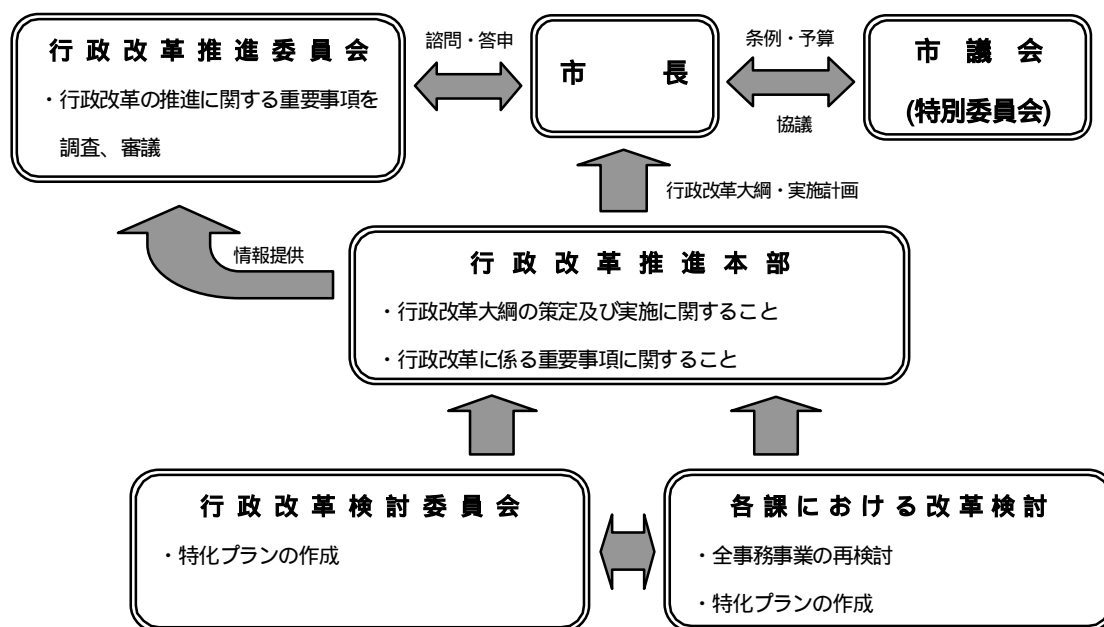
### 4 行政改革の進行管理

社会経済情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、庁内の推進体制として、本巢市行政改革推進本部を設置するとともに、専門的な事項について調査又は検討する組織として、行政改革検討委員会を必要に応じて設置し、全庁的な取り組みとするとともに、議会をはじめ市民の理解と協力を得て推進する。

また、行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するための諮問機関として、本巢市行政改革推進委員会を設置する。

行政組織運営全般について、計画策定 実施 検証 見直しのサイクルに基づき常に点検を行いつつ、大綱の見直しを行う。

また、各年度の取り組み内容を具体的に示した実施計画を策定し、定員管理の数値目標を掲げることはもとより、事務事業や補助金などの整理、合理化の取り組み内容について、可能な限り目標を数値化して示すなど、市民に分かりやすいものにするように努める。



## 行政改革の推進事項

### 1 効率的な行政運営の推進

#### (1) 事務事業の見直し

##### 事務事業の整理合理化

- ・ 税を原資として活動する自治体の責任を認識したうえで、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率や効果などを十分に考慮し、事務事業の整理、合理化に努める。
- ・ 既に、計画又は着手した事業などであっても、必要性、効果などを十分に勘案し、その実施について再検討する。
- ・ 市民の多様化する行政ニーズ及び新たな行政課題を的確に把握し、自治体として実施すべき施策の選択と重点化を図る。
- ・ 各種イベントや行事のあり方については、市民参加を原則とした実施を含め、事業の継続、統合、廃止、縮小などを総合的に検討する。
- ・ 地方分権の進展に伴い、地方公共団体が、自主的・主体的に行政事務の決定処理を行う分野が拡大されたことを踏まえ、事務処理の簡素化を図るとともに、創意工夫により総合的な行政サービスと施策の展開に努める。

- ・ 決裁事務の効率化とペーパーレス化を図るため庁内電子決裁について調査研究する。

また、内部情報の簡素化と迅速化による行政運営の効率化を図るため、文書管理システムの導入を検討する。

#### 民間委託等の推進

行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、民間機能を活用することが有効な事務事業については、透明性の確保や個人情報の保護、並びに守秘義務の確保に十分留意しつつ、積極的かつ計画的に業務の外部委託や民間機能を活用する。特に公の施設の管理運営については、指定管理者制度による民間への委託管理などを推進する。

#### 補助金等の整理合理化

各種補助金については、社会経済情勢の変化に応じて存続する意義が薄れたもの、補助効果が乏しいものなどについて、事業の効果や効率性を見極め廃止または縮減を図るとともに、終期の設定や統合、メニュー化などにより総額の抑制に努める。

また、補助金などに係る事務については、簡素化に努める。

### (2) 組織・機構について

- ・ 高齢化、国際化、情報化等による社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題及びますます多様化する市民ニーズに対応した施策を総合的かつ機能的に展開するための組織・機構として見直しを図る。
- ・ 男女共同参画型社会の構築のため、各種審議会などにおける女性の登用に努める。
- ・ 市内の公立幼稚園2箇所、幼稚園1箇所、保育園5箇所については、効率的な管理運営を図るため、幼稚園、保育園のあり方について検討する。

### (3) 施設の統合等

- ・ 合併4町村の庁舎をそのまま利用した本庁舎と3箇所の分庁舎方式については、南北に長い地理的弊害による事務処理の停滞や、施設の維持管理経費の増加による問題点などについて、市民との重要な接点となるべき地域振興や防災、窓口サービスなど、将来あるべき姿を見据えながら、効率的・効果的な施設整備を検討する。
- ・ 国保直営診療所2箇所は、機能や役割、運営方針、利用状況を調査し、施設のあり方を検討する。

- ・ 外山連絡所については、道路網の整備、樽見鉄道の根尾までの延長整備、福祉バスによる交通弱者対策などの整備も充実したと考えられるため廃止を前提に検討する。
- ・ 本巢・糸貫・真正学校給食センターについては、効率的・効果的な管理運営と地元農産物を活用した健全な食育を図るため、施設を統合する。この施設整備や管理運営については、指定管理者制度などの手法を検討する。
- ・ 市内を自主運行バス、ささゆり、もとバスの3形態でバス運行しており、効率的な運営と行政サービスの公平性確保の観点から、公共バスのあり方について検討する。

#### (4) 外郭団体の見直し

社会経済情勢の変化を踏まえつつ団体の設立目的、事業内容、活動の実態、運営状況などの検討を行い、類似団体の統合や業務の見直しを図り、効率的な運営の改善に努める。

#### (5) 附属機関（各種審議会等）の見直し

各種審議会などについては、簡素化・効率化の観点から委員定員も含め整理・統合に向けた検討を行う。しかし一方で、市民の市政への参加、市政の透明性を確保する重要な手段であり、市民の意見が行政に反映できるよう、公募制委員の確保などの附属機関の見直しを図る。

#### (6) 職員定員と給与の見直し

定員管理の適正化

- ・ 新規の行政ニーズに対する定員管理にあたっては、原則として職員の配置転換による対応とするなど、可能な限り定数の削減を行うなど定員管理の適正化に努める。

なお、定数を削減する一方で、臨時職員（事務補助職員）が増加するという問題点も懸念されるため、臨時職員をも含めた定員管理の適正化を図る。

- ・ 適正な定員管理を推進するため、職種や部門ごとに事務事業を見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託及びO A化などを積極的に推進する。
- ・ いわゆる「団塊の世代」の職員の大量退職に対し、採用計画を十分に検討したうえ、職員数の抑制を図る。

定員適正化計画の策定

定員適正化計画の策定にあたっては、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数などについて詳細に分析するとともに、今後の行政ニーズの動向などを

踏まえ、定員モデル及び類似団体別職員数の状況を考慮して策定する。

#### 給与の適正化

- ・ 職員の給与水準については、人事院勧告や国・県の動向に配慮するとともに、他市町村との均衡にも配慮して適正化を図る。
- ・ 特殊勤務手当などの諸手当については、支給対象及び支給基準等を精査し、必要な見直しを行う。
- ・ 昇任昇格制度の見直しを行い、若年・女性職員登用などを促進し、職場における活性化を図る。

### (7) 情報化の推進等によるサービスの向上

- ・ 庁内LANの有効活用により、情報の共有化及びペーパーレス化を図り、事務の簡素化、迅速化を推進する。
- ・ インターネットを利用した電子申請や届出システムなどについて検討するとともに、行政情報や手続方法などを市ホームページで積極的に提供する。

### (8) 公共施設の管理運営等

- ・ 公共施設の設置については、当該施設の機能や役割、運営方針、利用見込み及び維持管理経費などから多面的な検討を加え、多様化する市民ニーズに対応できる設置効果の高い施設づくりを進める。  
また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFIの導入も検討し、事業コストの縮減と、質の高い公共サービスの提供を目指す。
- ・ 既存施設については、施設の必要性、利用目的、運営方法の効率化などの観点から見直しを行い、統廃合や転用、指定管理者制度などの民間委託を進める。
- ・ 体育館やグラウンド、公民館などの公共施設の予約は、現在合併4町村の公民館毎に管理しているが、予約管理システムを導入し、市内すべての施設の予約を可能にする方法を検討する。また、インターネット上での予約状況の確認ができるよう検討し、予約可能な方法を検討する。

### (9) 公共事業の見直し

国や県の「公共工事コスト削減対策に関する行動指針」に基づきコスト削減に努めるとともに、入札、契約手続について透明性及び公平性の確保に努める。

- ・ 入札手続きの透明性と競争性を高めるため、電子入札の導入、大型工事については一般競争入札の実施を検討する。

## 2 市民に信頼される行政運営の推進

### (1) 公正の確保と透明性の向上

#### 情報公開の推進

情報公開制度の的確な運用に努め、個人情報保護条例に基づく個人情報の保護に配慮し、情報公開を積極的に推進する。

また、資料のデータベース化などにより適正な情報管理に努めるとともに、行政情報を公開するための条件整備を進める。

#### 市民への情報提供

行政改革などに関しては、その内容や進捗状況について、市民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、行政改革の内容及び進捗状況などに関する幅広い情報について、可能な限り市民が理解しやすいよう工夫を講じた広報を行う。

### (2) 行政サービスの向上

#### 窓口における対応の改善

市役所を訪れた市民が、できるだけ一箇所の窓口で対応できるよう、ワンストップサービスの実現に向け、各庁舎間の連携を強化する。また、市民に親しまれる接遇の向上と縦割り主義的な対応の是正を図り窓口サービスの向上に努める。

- ・ 高齢者や障害者にも配慮した総合福祉窓口の実現を目指す。
- ・ 子育てに関する支援・相談窓口の一元化を進める。
- ・ 定期的に窓口業務について、職員間でのサービス向上のため研修会を開催する。

#### わかりやすい事務手続きの推進

市民の立場に立った誠実な対応に徹し、わかりやすい事務手続きの推進と手続きの簡素化・迅速化に努める。

#### 窓口業務の拡大

就労時間の多様化にともない、現在の諸証明窓口開設時間に市役所に出向くことのできない市民に対応すべく、窓口業務時間の延長など利便性を一層追求した市民の満足度の高いサービスを検討する。

#### 郵便局等との連携

住民票などの交付取次業務について、郵便局などを活用し市役所窓口以外でもサービスを受けられるよう検討する。

### (3) 市民参加による協働の推進

地方分権の進展により、地方の特色を活かしたまちづくりを地域自らの意思と責任で進めることが、今後ますます求められており、市民と行政が地域社会における良きパートナーとして、対等の関係でそれぞれの能力を活かしながら、協力・連携してまちづくりに取り組む必要がある。

- ・ 政策立案の段階から市民と行政の役割分担のもと、行政各分野への市民参画を促進し、市民協働によるまちづくりを推進する。
- ・ 市民、企業、大学などと連携し、行政サービスにかかる調査研究を実施する。
- ・ 常に社会情勢の変化に対応し、市民の視点に立った行政を把握するため、市民ニーズの把握に努める。

### (4) 地域コミュニティ活動の活性化

近年、都市化、少子高齢化、核家族化が進み、地域における市民相互の交流や連帯感は弱まっている。特に、新たな宅地造成などにより転入者の多い地域では、市民間の交流や意思疎通が円滑に行われないこともあり、地域市民相互の交流を促し連帯意識を高め、良好な地域コミュニティ活動の活性化を推進する自治会などの地域コミュニティ組織の確立と自主的な地域活動を支援する。

### (5) まちづくりボランティアの育成

市民によるボランティア活動は、福祉や教育、子育て支援や環境美化などの分野に加え、観光や災害など、様々な分野で行われており、市民のボランティア意識を高めている。ボランティア活動へのニーズに対して、活躍できる場の情報提供などが不十分な面もあり、ボランティア意識を十分に活かすことのできる方策を進める。

### 3 健全な財政運営の推進

#### (1) 財政の健全化

- ・ 限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応するため、中長期的な視点で緊急性・優先性・効率性などを勘案しつつ、事業の必要性及び効果を客観的評価に基づき十分検証し、健全な行財政運営を目指す。

また、起債については、交付税措置がある有利な起債を選択するとともに、市債の適正な管理に努める。

- ・ バランスシートや行政コスト計算書などの企業会計的な手法を用いて財政分析や行政評価を行い、行財政の健全化を図る。

#### (2) 自主財源の確保と受益者負担の適正化

- ・ 滞納整理の着実な実施などにより自主財源の中心である市税などの収納率向上に努めるとともに、未利用地の有効活用などを検討する。
- ・ 受益と負担の公平性確保の観点から、利用者が限られているサービスなどを精査して、使用料や手数料などの適正な料金設定を行う。

#### (3) 各種料金の徴収方法

- ・ 税や使用料などのコンビニエンスストア収納について、費用対効果を含め調査、研究を行う。

### 4 職員の資質向上と意識改革の推進

#### (1) 人材の育成・確保

##### 人材育成の推進

- ・ 職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的及び方策などを明確にした人材育成に関する基本方針を策定する。
- ・ 職場における実務研修、研修施設における専門研修、民間企業などへの派遣研修及び自己啓発などを適切に組み合わせるとともに、人材育成の観点に立った人事管理など職場風土の醸成を図り、総合的な人材育成に努める。
- ・ 人材育成にあたっては、地方分権の推進にともない必要とされる政策形成能力、創造的能力、法務能力の向上を図るため、研修内容の充実に努める。
- ・ 職員の意識高揚による職場の活性化を図るため、人事異動における自己申

告制度などの充実を図る。

- ・ 職員の能力と実績を重視し、公正かつ客観的な人事評価システムの構築を検討する。

#### 多様な人材の確保

- ・ 資格取得研修及び各種の研修会への積極的な参加を勧め、スペシャリストの育成により、多様な人材の確保に努める。
- ・ 福祉、土木などの分野における専門職の確保に努めるとともに、自治体間における専門職の派遣などについても積極的に検討する。

#### 職員改善提案制度の確立

行政コストの削減やサービスの向上に向け、常に問題意識を持ち、継続的に改善を図るとともに、政策への参画意識の高揚を図るため、職員改善提案制度を確立する。改善された提案については、発表する機会を設け、職員の更なる改善意識向上を図る。

#### 人事交流

長期的かつ総合的な視点で職員の政策形成能力などの能力開発を効果的に推進し、幅広い見識を養うため、国や県などとの人事交流を推進する。

また、職員の国際感覚を高めるとともに語学力などの向上を図るため、海外との交流を推進する。